

令和 5 年 6 月 21 日  
盛岡農業改良普及センター  
記述者 山崎 穂

## 集落営農法人を対象とした 消費税のインボイス制度研修会を開催しました

盛岡地方農業農村振興協議会は、いわて農業経営相談センターと共催で、令和 5 年 10 月から開始される消費税のインボイス制度について理解を深めるため、6 月 13 日に「集落営農法人における消費税のインボイス制度研修会」を開催しました。

この研修会には、管内の集落営農法人等 17 組織 21 名と関係機関 13 名が参加しました。

研修会では花巻市の阿部税理士を講師に、「集落営農法人における従事分量配当や作業委託料等と消費税のインボイス制度との関係について」というテーマで、制度の概要や実務上のポイントを学びました。また講義後、希望組織を対象に個別税務相談も行われ、構成員のインボイス発行事業者登録有無別の留意事項などが確認されました。受講者からは「大変参考になった」という声が多数上がりました。

協議会の構成員である普及センターは、今後も管内の集落営農法人等の経営発展に向けた取組を支援していきます。



従事分量配当や作業委託料等と消費税のインボイス制度との関係に焦点を当てた内容で講義をして頂きました。